

須崎市規則第 25 号

住居表示に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、住居表示に関する条例（昭和 41 年須崎市条例第 22 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(街区の区域等変更の通知)

第 2 条 条例第 2 条の規定による通知は、街区符号及び住居番号変更通知書（別記様式第 1 号）により行うものとする。

(届出等の様式)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項の規定による届出又は同条第 2 項の規定による申出は、住居番号設定届出書・住居番号（変更・廃止）申出書（別記様式第 2 号）により行うものとする。

2 条例第 3 条第 4 項の規定による通知は、住居番号設定・変更・廃止通知書（別記様式第 3 号）により行うものとする。

(枝番号)

第 4 条 条例第 3 条第 1 項又は同条第 2 項の規定により住居番号を付定し、又は変更する場合において、同一の街区内に同一の住居番号が複数生じるとき又は袋小路等において同一の住居番号が複数生じる可能性があるときは、枝番号を付定する。ただし、同条第 2 項の規定による変更の申出があった場合において、従前と同一の住居番号が付定され、かつ、申出人が枝番号を希望しないときは、枝番号を付定しない。

(証明書の交付)

第 5 条 市長は、住居表示の実施に係る証明を受けようとする者に対し、住居表示事項証明書（別記様式第 4 号）を交付するものとする。

2 市長は、住居番号の付定に係る証明を受けようとする者に対し、住居番号付定証明書（別記様式第 5 号）を交付するものとする。

附 則

この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号（第 2 条関係）

須 発第 号
年 月 日

様

須 崎 市 長

街区符号及び住居番号変更通知書

あなたの住居等については、次のとおり街区符号及び住居番号を変更しますので、住居表示に関する条例第 2 条の規定により通知します。

記

氏名・名称又は施設の名称		
住居・居所・施設の場所の表示	廃止する表示 又は旧表示	須崎市
	新表示	須崎市
変更年月日		年 月 日
変更理由		

年 月 日

須崎市長 様

住 所：
届出・申出人 氏 名：
電話番号：

住居番号設定届出書・住居番号（変更・廃止）申出書

住居表示に関する条例第3条の規定により、次のとおり（届出・申出）します。

記

届出・申出人の区分		所有者 ・ 管理者 ・ 占有者
理 由	設 定	新 築 ・ その他（ ）
	変 更	出入口の変更 ・ 通路の変更 ・ 改築 同一住居番号の解消 ・ その他（ ）
	廃 止	取壊し ・ 焼失 ・ その他（ ）
位 置 図		
その他	☐ 住居番号に枝番号を付定しないでください。 住居番号の重複により、郵便物の誤配送等が起こる可能性がある旨の説明を受け、了承済です。 ※変更の申出であって、従前と同一の住居番号が付定される場合は、枝番号を付定しないことができます。	

- 届出・申出人の区分及び理由は、該当事項に○印をつけること。
- 地図を添付した場合は、位置図の記入は不要。

別記様式第3号（第3条関係）

須 発第 号
年 月 日

様

須 崎 市 長

住居番号設定・変更・廃止通知書

年 月 日付で届出・申出のあった住居等について、次のとおり住居番号を設定・
変更・廃止したので、住居表示に関する条例第3条第4項の規定により通知します。

記

旧住居番号	
新住居番号	

住 居 表 示 事 項 証 明 書

氏名、名称又は施設の名称		
住 所 居 所 施設の場所	の表示	実施前
		実施後
住居表示の実施期日		年 月 日
住居表示に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定による住居表示の実施に伴い、 上記のとおり変更があったことを証明願います。 年 月 日 申請者 住 所 氏 名 須崎市長 様		

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日
須崎市長

住 居 番 号 付 定 証 明 書

住 所 居 所 施設の場所	の表示	付定前	
		付定後	

住居表示に関する条例第 3 条第 3 項の規定による住居番号の付定に伴い、上記のとおり付定されていることを証明願います。

年 月 日

申請者
住 所
氏 名

須崎市長 様

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日
須崎市長